

住民投票条例・賛成討論

2024年7月31日日本共産党小金井市議団

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例に、日本共産党市議団を代表して賛成の討論を行います。

賛成の理由は何よりも、地方自治法が定める直接請求が成立したことにより提案された住民投票条例であり、民主主義の手続きを尊重する立場から実施することは当然だからです。

住民投票は、間接民主制を補完する制度として位置づけられ、住民の意思を確認する手段として効果的な役割を果たすものであり、住民が市政に住民の意思が十分に反映されていない状況が生じたときに自らの意思を示す手段として活用できる制度です。

今回、3584筆の有効署名により直接請求が成立しました。この運動は、一部の特定の市民の運動ではありません。約1か月間で、3584筆の署名を集めるためには、毎日平均100筆以上の署名が必要で、毎日様々な場所で署名活動を行うなど大変な努力が必要です。こうした市民の声をしっかりと市長と議員各位には受け止めていただきたいと強く要請します。

市長は反対意見で、設計ではなく比較対象にならないと述べています。条例の目的では、「設計について現行案に基づくものとするのか、又は見直し案に基づくものとするのか」とされており、別表にある通り、設計と設計を比較するものではなく、前提条件である設計と条件について市民の意思を明らかにするものです。行政と同等の予算をかけて基本設計・実施設計を行ったものでなければ比較できないとなると、市民には見直し提案などできるはずがないということになってしまいます。「立場が違う」「ここまで進めてきたものは見直せない」などと答弁がありましたが、市長の政策意思により比較対象にはしないということだと、市民の声は聞かないという独善的な市政運営と言わざるを得ません。

民主的手続きを否定するとまで意見を述べたことは、直接請求運動を否定するもので撤回を求めます。

市民参加による市民の意見反映を行ってきたと言いますが、そもそも基本設計へのパブリックコメントで寄せられた、広い広場、耐震構造の統一、コストダウンなど多くの市民の意見はほとんど反映されているとは言えません。何よりも直接請求署名の中では、ほとんど市民に現行案の内容が知られていないのが現状です。市民参加条例の第3条基本理念では、「異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。」とされ、市民参加は、「市民への情報提供がなされていることを前提条件として、参加の意思のある人は誰でも参加できる機会が実質的に保障されることを意味します。そして、参加する市民の意見は、何人の意見も平等に扱われると同時に、異なる意見を持っている者も尊重し、お互いに信頼関係を築かなければなりません。」とされています。こうした点に照らして、市民参加とは形ではなく市民の十分な理解であることは明らかであり、市長が進めてきた庁舎等建設の市民参加はとて民主的とはいえないものです。

また、市議会での議論を踏まえた現状を無視するということですが、前市長から「設計と建設時期の大胆な見直しも含めた協議」が申し入れられ、その際に私たちは「見直し案」を提案してきました。市長から見直しの協議を要請した経過がありながら、無視するものとはまったく理解できません。また、

議会の決議では、「コストダウンが必要と認めた場合には設計と条件の見直し」との内容のものが可決していますが反映されたとはいえず、とても議会の意見を反映したとはいえないものです。

そして、民主的手続きを否定するとの反対意見は大変遺憾です。直接請求は地方自治法に定められた民主的手続きそのものです。市長の民主主義に関する見識を疑わざるを得ません。市民の運動を敵視するかのよう意見は撤回することを強く要請します。

公正なプロポーザル手続きを無視する問題は、すでに庁舎と新福祉会館は同時竣工・清掃関連施設移設後の建設と前提条件を変えたのは市長自身ではないでしょうか。前提が変わったのなら設計そのものを変更すべきです。

反対意見では、見直しをすると、着工の見通しが立たなくなる可能性があるとしています。着工の見通しが立たなくなることはありません。庁舎と福祉会館の建設を考える会では、現行案と比較して、約1年8カ月程の遅れで竣工できるスケジュールを示しています。あたかも「見通しが立たなくなる」かのような市民に誤解をあたえるもので撤回すべきです。

現行案が、見直し案と比較して優位性があることは一切示されていません。現行案を進めるというのなら優位性について説明すべきです。比較を一切拒否する姿勢ですが、見直し案に優位性があることは明らかであり、少なくとも住民投票で市民の意思を確認すべきである。

財政の問題も、昨年示された中長期財政計画でも令和11年には300億円を超えて今までのピーク時と肩を並べます。資材高騰などの影響や武蔵小金井駅北口再開発の補助金などを考えるとさらに増えていくことが考えられます。今でも市民要求には「財政が厳しい」と冷たい状況なのにさらに今後の財政課題、学童保育所の大規模化、図書館の建替え、東小金井駅北口市民施設建設、可燃ごみ処理施設の建設、市民生活支援などを考えると、庁舎等建設のコストダウンを行い今後の市民生活支援の財源を生み出す必要があります。「財政の見通しは十分成り立つ」とは言えないことは明らかです。

また、耐震構造と免震構造の違いについては、大きな地震の際の接合部分の危険性は明らかであり、「安全性に何ら問題がない」とは言えません。

浸水対策についても、「何ら問題がない」としていますが、近年の豪雨の状況から考えると敷地の一部が浸水するものが本当に何ら問題はないと言えるのか大きな疑問です。

現行案が手続きを踏んでいて自信があるというのなら、住民投票を行い市民の意思を確認して、現行案が多数となれば、市民のお墨付きができることになるのではないのでしょうか。

地方自治法に基づく、住民投票条例制定を求める直接請求の署名は、3584人の有効署名に達しました。市政への市民の意思の反映が不十分なことが明らかになったものと考えます。市民の声を受け止め、住民投票を実施することを求めます。

なお、郵送投票に関して、条例では公職選挙法に基づくものではないことを明確にしていることを述べて討論を終わります。

以上

◆くらしの総合相談会◆

●とき 8月17日（土）14時～16時 ●ところ 市役所本庁舎・日本共産党控室
※弁護士と市議会議員が相談に応じます。 ※相談無料、事前にご連絡ください。